

報告第 9 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 10 月 11 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 和解の相手方 | 大分市在住 個人（1 名） |
| 2 | 和解の要旨 | 町は、責任割合により相手方に損害賠償金 434,544 円を支払うもの。 |
| 3 | 事件の概要 | 令和 6 年 8 月 15 日午後 0 時 40 分頃、大神住吉公園で乗用草刈り機を運転していたところ、反対側の道路際に駐車している車に対して小石を跳ね飛ばしてしまった。その結果、車両側面や運転席側のガラスが損傷した。怪我人はなし。 |
| 4 | 専決年月日 | 令和 6 年 9 月 24 日 |